

京都市訓令甲第23号

市会事務局

選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査事務局

京都市市会及び行政委員会の事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市長 榎本 頼 兼

別表事務局長の項第11号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)